



金沢市公報

第 2 5 1 7 号

平成18年(2006年)5月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| 地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課) | 1 |
| 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 例の運用状況について (広報広聴課) | 1 |
| 住民票の職権消除について (市 民 課) | 3 |
| 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福 祉サービス事業者の指定について(障害福祉課) | 4 |
| 結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (地域保健課) | 4 |
| 結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について (") | 4 |

| 公 告 | |
|---|---|
| 金沢市基準該当障害福祉サービス事業を行う 者の登録等に関する規則の規定により基準該 当障害福祉サービスの事業を行う者の登録に ついて (障害福祉課) | 5 |
| 浄化槽保守点検業者の登録事項の変更に ついて (環境保全課) | 5 |
| 監査公表 | |
| 監査公表 (第14号) (監査事務局) | 5 |
| 監査公表 (第15号) (") | 6 |

告 示

●金沢市告示第159号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|---------|----------------|-------------------------|---------------------------|------------|
| 湊町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 小 川 徹 金沢市湊1丁目103番地 | 元 木 光 明 金沢市湊2丁目184番地1 | 平成18年1月15日 |
| 南新保町町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 市 村 恒 雄 金沢市南新保町イ55番地 | 吉 田 貞 夫 金沢市南新保町イ113番地 | 平成18年4月2日 |
| 八日市第一町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 本 田 淳 金沢市八日市1丁目53番地3 | 津 田 美 広 金沢市八日市2丁目612番地 | 平成18年4月9日 |
| 鞍月新町町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 森 英 一 金沢市大友町八87番地4 | 中 橋 友 二 金沢市御供田町八56番地1 | 平成18年4月10日 |
| 福久南町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 小 西 郁 雄 金沢市福久町へ35番地2 | 杉 森 賢 金沢市福久町へ61番地2 | 平成18年4月15日 |

●金沢市告示第160号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第47条の規定により、平成17年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

- 第1 行政情報の公開について
- 1 公開の請求について

- (1) 公開の請求受理件数 351件
- (2) 実施機関別請求受理件数
- | | |
|------------|------|
| ア 市長 | 286件 |
| イ 教育委員会 | 41件 |
| ウ 選挙管理委員会 | 1件 |
| エ 公営企業管理者 | 7件 |
| オ 議会 | 16件 |
| カ その他の実施機関 | 0件 |
- (監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長及び消防長)

- (3) 決定内容別件数
- | | |
|----------|-----------------|
| ア 公開 | 245件 |
| イ 一部公開 | 81件 |
| ウ 非公開 | 24件 (うち不存在 23件) |
| エ 存否応答拒否 | 1件 |
| オ 取下げ | 0件 |
| カ 却下 | 0件 |
- (4) 不服申立件数 3件

2 任意的な公開の申出について

- (1) 公開の申出受理件数 8件
- (2) 実施機関別申出受理件数
- | | |
|------------|----|
| ア 市長 | 8件 |
| イ その他の実施機関 | 0件 |
- (教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、公営企業管理者、消防長及び議会)

- (3) 決定内容別件数
- | | |
|--------|---------------|
| ア 公開 | 3件 |
| イ 一部公開 | 5件 |
| ウ 非公開 | 0件 (うち不存在 0件) |
| エ 取下げ | 0件 |

第2 個人情報の保護について

1 自己情報の公開の請求について

- (1) 公開の請求受理件数 32件
- (2) 実施機関別請求受理件数
- | | |
|------------|-----|
| ア 市長 | 29件 |
| イ 教育委員会 | 1件 |
| ウ 公営企業管理者 | 2件 |
| エ その他の実施機関 | 0件 |
- (選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、消防長及び議会)

- (3) 決定内容別件数
- | | |
|--------|---------------|
| ア 公開 | 16件 |
| イ 一部公開 | 8件 |
| ウ 非公開 | 8件 (うち不存在 8件) |
| エ 取下げ | 0件 |

- 2 自己情報の訂正の請求受理件数 0件
- 3 自己情報の利用の停止の請求受理件数 0件
- 4 自己情報の消去の請求受理件数 0件
- 5 自己情報の提供の停止の請求受理件数 0件

6 保有個人情報の目的外利用等について

(1) 保有個人情報の目的外利用等の届出件数 77件

- ア 目的外利用 55件
イ 外部提供 22件

(2) 実施機関別届出件数

- ア 市長 76件
イ 教育委員会 1件
ウ その他の実施機関 0件

(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、
公営企業管理者、消防長及び議会)

●金沢市告示第161号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年4月26日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 住 所 | 氏 名 | 性別 | 生年月日 |
|------------------|---------|----|-------------|
| 金沢市野町2丁目1番17号 | 林 智 美 | 女 | 昭和39年12月16日 |
| 金沢市野町1丁目2番35号 | 小 林 典 之 | 男 | 昭和50年1月24日 |
| 金沢市千日町1番13号 | 中 谷 洋 一 | 男 | 昭和35年6月20日 |
| 金沢市白菊町16番25号 | 金 子 健 二 | 男 | 昭和29年1月2日 |
| 金沢市中村町8番4号 | 中 屋 篤 志 | 男 | 昭和52年11月2日 |
| 金沢市新竪町3丁目65番地 | 秋 本 正 三 | 男 | 昭和19年5月6日 |
| 金沢市菊川2丁目12番3号 | 西 山 秀 博 | 男 | 昭和42年10月31日 |
| 金沢市城南2丁目10番2号 | 諸 岡 正 之 | 男 | 昭和30年1月24日 |
| 金沢市長土堀3丁目22番26号 | 國 田 喜久一 | 男 | 昭和22年8月25日 |
| 金沢市長土堀1丁目13番15号 | 濱 田 貴 輝 | 男 | 昭和55年6月7日 |
| 金沢市三社町9番20号 | 鈴 木 初 江 | 女 | 昭和28年5月17日 |
| 金沢市元菊町10番13号 | 中 嶋 慎 貞 | 男 | 昭和34年1月20日 |
| 金沢市浅野本町2丁目19番20号 | 長 沼 欣 司 | 男 | 昭和43年1月22日 |
| 金沢市割出町261番地2 | 宮 野 吉 則 | 男 | 昭和52年2月24日 |
| 金沢市有松3丁目3番20号 | 岩 本 智恵子 | 女 | 昭和34年2月17日 |
| 金沢市米泉町3丁目17番地3 | 川 上 好 子 | 女 | 昭和30年9月28日 |
| 金沢市横川1丁目191番地 | 池 田 大 介 | 男 | 昭和47年1月23日 |
| 金沢市涌波4丁目4番25号 | 細 川 進 | 男 | 昭和24年8月11日 |
| 金沢市小立野2丁目33番13号 | 山 崎 宏 明 | 男 | 昭和52年7月29日 |
| 金沢市大桑町平42番地29 | 北 村 英 夫 | 男 | 昭和38年9月3日 |
| 金沢市旭町1丁目4番26号 | 小 林 慶 多 | 男 | 昭和48年3月13日 |
| 金沢市駅西新町3丁目18番10号 | 廣 瀬 雅 彦 | 男 | 昭和22年2月11日 |
| 金沢市西念3丁目11番10号 | 柏 博 一 | 男 | 昭和23年8月30日 |
| 金沢市大豆田本町甲43番地 | 藤 井 辰 典 | 男 | 昭和40年4月2日 |
| 金沢市松村6丁目177番地5 | 甲 谷 亮 二 | 男 | 昭和30年10月13日 |
| 金沢市福増町1-1街区2番地 | 田 村 広 子 | 女 | 昭和50年11月14日 |
| 金沢市湯涌町イ17番地4 | 坂 井 多津子 | 女 | 昭和26年4月13日 |
| 金沢市大額町ヲ17番地45 | 荒 木 満 | 男 | 昭和39年6月9日 |
| 金沢市四十万5丁目45番地 | 金 澤 拓 也 | 男 | 昭和51年8月12日 |

| | | | |
|-----------------|---------|---|------------|
| 金沢市西金沢4丁目676番地 | 大鍛冶 真 弓 | 女 | 昭和52年3月7日 |
| 金沢市新保本1丁目366番地2 | 吉 井 喜美夫 | 男 | 昭和41年5月26日 |

●金沢市告示第162号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 指定居宅支援事業者の名称 | 事業所番号並びに事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 | 指 定 年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-------------------------------|--|---|----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人 サポートステーション WakuWaku | (1) 事業所番号 17201300054124 (2) 事業所の名称及び所在地 児童デイサービスわくわく 金沢市長土堀3丁目8番41号 | (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 サポートステーションWakuWaku (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 勝田 ゆかり 金沢市長土堀2丁目5番4号 | 平成18年 4月15日 | 児童デイサービス |

●金沢市告示第163号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------------|---|-----------|
| 産科婦人科佐川クリニック | 金沢市上荒屋1丁目308番地 | 医療法人社団 フォレスト 理事長 佐川 哲生 | 平成18年5月1日 |
| 柳田眼科クリニック | 金沢市石引1丁目17番5号 | 医療法人社団 柳田眼科 理事長 柳田 隆 | 平成18年5月1日 |
| おおみぞ内科・皮ふ科クリニック | 金沢市横山町8番41号 | 医療法人社団 おおみぞ内科・ 皮ふ科クリニック 理事長 大溝 了庸 | 平成18年5月1日 |
| 木村皮フ科クリニック | 金沢市松村第二土地区画整理地26街区1番地 | 医療法人社団 木村クリニック 理事長 木村 悟 | 平成18年5月1日 |

●金沢市告示第164号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 辞退年月日 |
|-----------------|----------------|----------------------------|------------|
| おおみぞ内科・皮ふ科クリニック | 金沢市横山町8番41号 | 大溝 了庸 | 平成18年4月30日 |
| 柳田眼科クリニック | 金沢市石引1丁目17番5号 | 柳田 隆 | 平成18年4月30日 |
| 産科婦人科佐川クリニック | 金沢市上荒屋1丁目308番地 | 佐川 哲生 | 平成18年4月30日 |
| 木村皮フ科クリニック | 金沢市松村1丁目131番地 | 医療法人社団 木村クリニック 理事長 木村 悟 | 平成18年4月30日 |

公 告

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）第3条第1項の規定により、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として登録したので、同規則第10条の規定により公告します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 居宅支援の種類 | 所 在 地 | 登録年月日 |
|------------------|----------------------------|---------------|-----------|
| 彦三きらく園デイサービスセンター | 身体障害者デイサービス 知的障害者デイサービス | 金沢市彦三町1丁目8番8号 | 平成18年4月1日 |
| デイサービスほっとケア玉川 | 身体障害者デイサービス | 金沢市玉川町14番23号 | 平成18年4月1日 |

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年5月11日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 住 所 | 変更登録年月日 |
|------|----------------|----------------|------------|
| 25 | 石川総合管理株式会社 | 金沢市畝田西3丁目187番地 | 平成18年4月20日 |
| 7 | 北研エンジニアリング株式会社 | 金沢市松島3丁目79番地 | 平成18年4月27日 |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成18年5月11日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 上 田 忠 信
金沢市監査委員 増 江 啓

1 監査対象

- (1) 平成17年度 城北水質管理センター 5 / 7系最初沈殿池機械設備等改築工事
企業局施設部 水処理課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|------------|-----------------------------|------------------|---------------|---------------|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 浅野本町 地内 | (株)荏原製作所 (公募型指名 競争入札) | 137,550,000 円 | 平成17年 9月7日 | 平成17年 9月8日 | 平成18年 3月17日 (平成18年 3月17日) | 平成17年 11月4日 ~ 平成18年 4月25日 | 平成18年 2月14日 平成18年 3月20日 |

- (2) 平成17年度 城北水質管理センター 1 / 2系重力濃縮タンク機械設備改築工事
企業局施設部 水処理課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|------------|-----------------------------|------------------|----------------|----------------|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 浅野本町 地内 | (株)荏原製作所 (公募型指名 競争入札) | 106,619,100 円 | 平成17年 10月5日 | 平成17年 10月6日 | 平成18年 3月17日 (平成18年 3月17日) | 平成17年 12月5日 ~ 平成18年 4月25日 | 平成18年 2月14日 平成18年 3月20日 |

- (3) 城南市民体育館耐震補強工事
都市政策局文化スポーツ部 スポーツ振興課

| 工事場所 | 請負業者 (契約方法) | 契約金額 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工(契約) 年 月 日 | 監査期間 | 実査年月日 |
|--------------|----------------------|-----------------|----------------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 若草町1番 60号 | (株)道法寺建設 (指名競争入札) | 36,960,000 円 | 平成17年 12月2日 | 平成17年 12月5日 | 平成18年 3月20日 (平成18年 3月20日) | 平成18年 2月6日 ~ 平成18年 4月25日 | 平成18年 3月1日 平成18年 4月7日 |

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

(1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

(2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

(3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年5月11日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 上 田 忠 信
金沢市監査委員 増 江 啓

1 包括外部監査

(その1)

(1) 措置通知があった年月日 平成18年3月31日

- (2) 措置を講じた部局等 総務局監理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日(平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監 査 の 結 果 (指摘事項等) | 措 置 の 内 容 (改善等内容) |
|---|---|
| <p>指摘事項</p> <p>金沢市の入札の90%以上が指名競争入札となっているが、予定通りの業者が落札していることや高落札率の傾向が存在し、談合を認めた業者も出てきた(平成16年10月1日以降)。不公正競争の防止、公正競争にもとづく合理的価格の形成のため、電子入札とセットにした制約付き一般競争入札を原則とすべきである。</p> <p>意 見</p> <p>入札において公正な競争により合理的な価格形成が行われるためには、低入札価格調査制度の趣旨の徹底を図るため調査価格を一律予定価格5,000万円未満で足切りすることなく、工事の種類、応募者のランクによっては、下げるべきである。また最低制限価格制度においても、最低制限価格の下限を工事の種類に応じ、75%以下に下げるべきである。</p> | <p>制約付き一般競争入札は、現在、予定価格5億円以上の工事を対象に実施しているが、平成18年度からは予定価格3億円以上、平成19年度からは2億円以上の工事に対象を拡大する。</p> <p>また、入札参加意欲を反映すること等を目的に予定価格1億円以上の工事は引き続き公募型指名競争入札を実施するとともに、平成18年度から新たに、8,000万円以上の工事を対象に「簡易公募型指名競争入札」を導入する。</p> <p>なお、電子入札については、平成17年度からランクの高い業者を対象に試行しているが、平成20年度からは、全工事で本格実施する。</p> <p>低入札価格調査制度は、予定価格5,000万円以上の工事で適用されているが、平成18年度から、4,000万円以上の工事に対象工事を拡大する。</p> <p>また、最低制限価格の算出については、現在、予定価格の75%の定率としているが、平成18年度から、予定価格が2,000万円以上の工事を対象に工事毎に個別に算出する。</p> |
| <p>指摘事項</p> <p>いくつかの工事の施工体制の中に</p> <p>(1)「主任技術者」が社外の者へ委託に出しているもの、又は工事期間だけの短期雇用者を届出しているもの</p> <p>(2)本店所在地と届けられたところに拠点がなく別なところに賃貸上の拠点があるものがあった。一括下請(俗に「丸投げ」といわれるもの)のチェック方法として「監督員の間接検査」等で確認が行われているが契約時や工事施工時のチェック体制の強化を図る必要がある。</p> | <p>(1)一括下請のチェック体制の強化策として、平成17年度から、「主任技術者」「監理技術者」の「直接的かつ恒常的な雇用関係」について契約約款にその旨明示するとともに、契約締結時に健康保険証等の公的機関が発行する書類で確認し、雇用関係及び現場の重複をチェックしている。</p> <p>また、工事施工時に実施している監督員の間接検査を複数体制で実施することとした。更に、検査員による抜き打ち現場検査を実施し、平成17年度は、Aランクの全件、B・C・Dランクの3分の1で実施、これを順次拡充し、平成19年度には概ね全件を対象として実施する。</p> <p>(2)登記簿上の本店と、実体としての事業拠点が相違する業者については、職員が随時現地確認し是正を求めている。今年度は、現地調査と事情聴取により1件是正させた。</p> |
| <p>指摘事項</p> <p>委託業務についても工事同様、電子入札化をすすめ指名競争入札から制約付一般競争入札へ移行すること。入札にもかかわらず、同一業者が長期に落札業者になっている場合には、地方自治法施行令第167条17の長期継続</p> | <p>制約付き一般競争入札については、平成15年度から実施している建物等維持管理業務に加え、平成17年度から新たに労働者派遣業務、事務用機器等リース業務を対象とするとともに、対象業務の予定価格を1,500万円以上</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>契約（5年程度）としての制約付一般競争入札に付すること。</p> | <p>に拡大した。</p> <p>さらに、平成18年度からは、予定価格1,000万円以上に拡大するとともに、新たに機械警備業務、庭園等の維持管理業務等に公募型指名競争入札を導入する。</p> <p>また、長期継続契約については、平成17年度から、建物等維持管理業務（予定価格1,500万円以上）及び事務用機器等のリース業務に適用したが、平成18年度からは、建物等維持管理業務の対象を予定価格1,000万円以上に拡大するとともに、新たに労働者派遣業務（予定価格1,000万円以上）及び庭園等維持管理業務、給食調理・配送業務を対象業務とする。さらに、平成19年度からは、金額要件を廃止し、対象業務全件に適用を拡大する。</p> |
|-------------------------------------|---|

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成18年3月31日
- (2) 措置を講じた部局等 環境局環境総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日（平成17年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監 査 の 結 果 (指摘事項等) | 措 置 の 内 容 (改善等内容) |
|--|---|
| <p>指摘事項</p> <p>戸室リサイクルプラザ棟の展示設計プロポーザルの募集に当って、事業費を公表するべきではなかった。今後は発注の単位をアイデアの募集・設計を1つの契約とし、施工を別途入札し、コスト低減可能な発注をすべきである。</p> | <p>今後、「プロポーザル方式」による類似の「展示設計施工」の発注に際しては、業務内容により、予め事業費を提示することがより適切な提案を促すと考えられる場合を除き、原則として事業費を公表せずにアイデアの募集を行うこととした。</p> <p>また、「プロポーザル方式」で決定するのは、芸術性や独創性が極めて高く、分離発注することで出来あがりの質が担保されない恐れがある場合などを除き、原則設計業者とし、施工業者については、別途競争入札により決定することとした。</p> |

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成18年3月31日
- (2) 措置を講じた部局等 環境局施設管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日（平成17年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監 査 の 結 果 (指摘事項等) | 措 置 の 内 容 (改善等内容) |
|---|--|
| <p>意見</p> <p>住民が避難してくる可能性が少なく、施設の職員等が避難する建物である場合には、補強が済むまでの間どのような避難体制を取れば安心なのか検討し、ルール化し周知する必要がある。</p> <p>・炉の特徴を生かしより効率的な運転計画をたて維持管理費の削減に努めること。</p> | <p>西部クリーンセンターでは地震による建物損壊のおそれにより、職員等の生命を確保するため、指定避難場所への緊急避難を明記した「金沢西部クリーンセンター地震対策要項」を新たに定め、職員に周知した。</p> <p>・効率を求めることも必要ではあるが、西部クリーンセンターは、隣接する環境衛生3施設間での有機的結合の具現化施設と位置付けられており、下水道汚泥の焼却、他施設への給電、及びスポーツ施設等への熱源供給を確保するためには2炉運転が必要である。</p> |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・効率の良い東部クリーンセンターを最大限活用すること。 ・東部クリーンセンターの焼却量を年間平均で公称能力の100%まで使うこと。 ・現状、稼働率において東部より低いにもかかわらず維持管理費の高い西部クリーンセンターの休止期間を可能な限り長くし、東部クリーンセンターの運転休止日数をオーバーホール等のために必要な最低限の日数にとどめること。 ・これによって東部の発電能力が最大限生かせる。 ・下水汚泥については、現在は専用施設（城北水質管理センター）があり、その施設の拡充によって機能分離を果たすべきである。しかも下水汚泥焼却施設は、下水道料金からまかなえるものであり企業局の収益事業の資産でもある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・東部クリーンセンターにおける効率的運転の最適条件は、2 炉操業時には公称能力の90%、1 炉操業時には公称能力の100%と認定し、これを確保するように運転計画を作成した。 ・効率性だけでなく、施設の基幹的改良工事期間や延命化等を考慮し運転計画を作成する必要がある。そのため西部クリーンセンターにおける休止期間の延長は困難であるが、全体として炉の特性を考慮し、さらに経済効果及び効率を尊重した運用を図る。 ・西部水質管理センター、西部クリーンセンター及び西部衛生センターは、建設当初から3施設の有機的結合を目指す環境衛生施設複合体として位置付けされており、その中でも特に下水汚泥と都市ごみとの混焼は有機的結合の具現化として最もメリットの大きい施策として導入されたものである。 一方、城北水質管理センターにある下水汚泥専焼施設は、石川県との共同処理施設であり、計画当初から発生する下水汚泥は焼却対象外となっている。 したがって、下水道部門より汚泥混焼の継続を基本方針として強く要望されている現況での機能分離は難しい。 |
|--|---|

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成18年3月31日
- (2) 措置を講じた部局等 美術工芸大学事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日 (平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監 査 の 結 果 (指摘事項等) | 措 置 の 内 容 (改善等内容) |
|--|--|
| <p>意 見</p> <p>住民が避難してくる可能性が少なく、施設の職員等が避難する建物である場合には、補強が済むまでの間どのような避難体制をとれば安全なのか検討し、ルール化し周知する必要がある。</p> | <p>大学正面玄関通路を避難場所とし、地震の際に校舎等が危険と判断された場合にはいったんここに避難し、安全性を確認した後に本館等・体育館等に入り、震災時の連絡・点検復旧業務に就くこととしている。</p> <p>校内での危険性の周知方法、避難の仕方等の詳細について「地震発生時行動マニュアル」を作成し、職員に周知した。</p> |

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成18年3月31日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会生涯学習部生涯学習課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日 (平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監 査 の 結 果 (指摘事項等) | 措 置 の 内 容 (改善等内容) |
|--|---|
| <p>指摘事項</p> <p>学校開放を制度的に行っていない学校がある。</p> <p>開放した学校施設の活用促進のため、金沢市としては管理委員会という制度を設けて運営を行っているが、管理委員会が組織できないため、学校開放が制度的に行わ</p> | <p>管理委員会が組織できない学校についても、要望があれば個別に教育委員会の判断で開放している。なお、指摘の6校中、高尾台中学校は平成17年9月より管理委員会を組織しており、他の5校についても、地域の理解を</p> |

れているとは言い難い学校が6校ある(中学校5 小学校1)。地域の事情があって管理委員会が組織できない場合には、本来、管理委員会という制度の導入を決めた金沢市が責任をもって公民館等と協力し、地域の理解を求めながら学校開放業務を行うべきものとする。

管理委員会への委託業務の抜本的見直し

開放した学校施設の利用に当たっては、利用者の鍵の取り扱いを厳しくし、守れないものへ利用の拒否を規約上明確にするなどにより、管理委員会への委託業務を軽減し、委託費用の削減をも図るべきである。

指摘事項

利用率の低い公民館

中村町・浅野町・森山の公民館は、他に比し利用が低調である。原因を調査し利用状況の改善が望まれる。

湖南公民館

同館は、昭和6年に建築された木造建物で八田町会より賃借され、運営されている。また、第72投票区として投票場所に指定されている。当該公民館は、平成14年度に体育室の床の改修工事が実施されているものの、壁のはがれとひびが認められ、今後の修繕が必要と判断される。ただし、公民館の修繕等は地区住民の負担を伴うため、地区住民と市との調整が必要になる。

野町公民館の避難用具

当該公民館の2階における避難方法には、2方向の避難路が確保され、当局の検査でも「問題なし」とされている。しかし、2階会議室に収納されている避難用具(縄梯子)を利用し避難しようとした場合、縄梯子を固定する箇所がなく、かつ、外は数10センチのスペースしか確保されていないため、当該避難用具を利用しての避難は困難であり、また、逆に危険と思われ、撤去すべきである。

求めながら、開放業務を進めていく。

開放施設に鍵保管庫を設置し、平成17年6月より委託業務を抜本的に見直した。利用者責任を明確にし、管理委員会への委託業務を軽減した。併せて委託費用の軽減を図った。

過去の報告書を精査及び公民館への確認の結果、特に他の公民館と事業内容に差は見受けられなかった。なお、16年度には指摘の公民館では利用増進がみられるなどの利用状況の改善があった。他の公民館を含めて引き続き市民が利用しやすい環境づくりに努めるよう指導する。

地元負担が伴うことから、緊急性の高い修繕については対応しているが、その他の大規模修繕については、公民館を利用する地区住民の判断を優先したい。費用負担に関して地元で話がまとまり、地元からの改修要望があれば積極的に対応する。

平成17年3月に撤去した。

●正 誤

平成18年4月21日付け金沢市公報第2515号

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|---|--------|--------|----------|
| 2 | 上から4行目 | 金石湊町町会 | 八日市第三西町会 |

平成18年5月1日付け金沢市公報第2516号

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|---|--------|----------|---------|
| 2 | 上から1行目 | 鈴見台2丁目町会 | 鈴見台第二町会 |

平成18年(2006年)5月11日 印刷
平成18年(2006年)5月11日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄